

令和3年度宇都宮家庭裁判所委員会 議事概要

第1 日時

令和3年6月1日（火）午後2時から午後4時まで

第2 場所

宇都宮地方・家庭裁判所大会議室（本館4階）

第3 出席者

1 委員（敬称略・五十音順）

伊藤雅之，大木一俊，後藤健，小堀哲生，澤田久美子，瀬戸啓子，高橋茂，
檜原貞亮，茂木明奈，矢倉亜希子，柳田京子

2 事務局

小野理恵子（首席家庭裁判所調査官），新井弘明（首席書記官），武藤雅子（主任家庭裁判所調査官），坂下標樹（主任書記官），中村浩毅（事務局長），竹田聡（事務局次長），三吉真理子（総務課長），高橋直貴（総務課課長補佐）

3 講師（敬称略）

谷黒潤（宇都宮市役所子ども部子ども家庭支援室室長）

第4 議事

1 新任委員の自己紹介（伊藤委員，後藤委員，小堀委員，澤田委員，茂木委員，柳田委員）

2 委員長の選任

委員の互選により，後藤委員が委員長に選任された。

3 「児童虐待防止と家庭裁判所のかかわり」の概要説明等

(1) 「家庭裁判所における児童虐待関係事件の調査の実情について」裁判所からの説明

(2) 「児童虐待関係事件の動向及び手続の流れについて」裁判所からの説明

(3) 「全ての子どもを守り育てるまちづくり」宇都宮市役所からの説明

4 意見交換

(発言者：□委員長，○委員等，◇事務局，◎講師)

- 皆様の御感想や御意見をお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。
- 児童虐待がこれほど大変なことになっていることに驚きました。虐待する側の親御さんから虐待の原因や理由を聴取し、それに対する指導というか、ケアもなさっているのでしょうか。
- ◎ 児童虐待に至る要因は幾つか考えられます。お子さん側の要因，例えば，発達障害などの問題を抱えているなどの育てにくさといったもの。それから，保護者の側の要因，例えば，精神疾患とか，仕事が非常に忙しくてストレスを抱えているといったもの。それから，家庭の問題，例えば，夫婦関係や，金銭的なものなどの要因が考えられますが，これらだけでは虐待発生には至らないと言われています。そこにもう一つ加わる要因として，よく言われていますのが孤立です。現在は昔と違いまして，近所付き合いですとか，地域との関係が薄れています。子どもの問題，親の問題，家庭の問題に孤立が加わると，虐待が発生しやすいと言われております。

市が多く対応している中度，軽度の虐待案件では，本当に子育てに困ってしまって，つい手が出てしまうとか，やり方が分からなくてきつい口調になってしまうという方が多いので，まずは，そういう保護者の方に寄り添い，孤立を取り除くところから始めるのが，私たちの基本的な対応となっております。

- 家庭裁判所調査官から見て，虐待の要因と思われることはありますか。
- ◇ 今，御説明いただいた内容に加えまして，世代間伝達，つまり，虐待している親御さん自身が，お子さんのときに親から虐待を受けていたというようなケースは，よくあると思います。
- 我が子をしつけるということで体罰をすることが多いと思われます。多分，世代間連鎖というのも，しつけとして親がしてきたということだと思います。

それにプラスして、例えば、運動部で顧問が体罰を当たり前にしていたり、体育会系の先輩後輩の中で、体罰は当たり前のようになってきた時代がありました。そういった風潮や、それがよいことなのだといいことを言われてしまうと、なかなか対応は難しくなるなど感じますが、そのような場合は、どう対応されているのか教えていただければと思います。

- ◎ 確かにおっしゃるようなことがあります。保護者の方にお話を聞くと、他に叱り方を知らないということが多いです。そういうのは駄目だよと言っただけでは繰り返すので、例えば、「じゃあ、お父さん、どう思っちゃったからそのとき子どもを叩いたの、どんなことがあったの。」と具体的に聞いて、「そういうことがあったんだ、それは嫌な思いをしたよね。そういうときにはこういうふうに言えばいいんだよ。」とか、「そういうときはこうやってみよう。」というふうに、具体的にそのときの事実を聞いて、そこでできる具体的な対応を示してあげるようにします。

また、中には、お子さんが発達障害を抱えている場合などもあって、その対応に困っている方もいますので、そのような場合は、学校を通じて市の専門的な部署に繋げることもあります。

- 世の中の風潮としては、少しずつ、体罰はしつけとは違うのではないかという感じにはなっているのでしょうか。それとも、それなりに体罰によるしつけは残っているのでしょうか。
- ◎ 昔に比べたら、体罰としつけは違うという考え方になっていますし、虐待の件数が増加している要因の一つも、そのような考え方の変化だと思います。周りの目、市民の方の意識が変わってきていますので、そういうのも虐待と捉えて、市に連絡をくださる方が非常に増えています。件数が増えているのは、養育に困り感を抱える親が増えたのが主な原因ではなくて、市民の意識の高まりであると私は感じています。
- 警察等も、以前よりも積極的に虐待事件に対応するようになってきている

と聞いたことがあります。

○ 刑事事件として取り扱うものになりますが、基本的に虐待を疑われる事案については、早期に児童相談所と警察で打合せをしています。司法面接など、早期に捜査機関として関与する必要があると判断した場合には、検察庁にも連絡が入ります。今までは、警察が事前捜査をして、立件の可能性などを検討した上で、検察庁が関与していましたが、より迅速に対応するために、早期に情報共有をして、必要があれば早めに虐待をされた子どもと保護者を離し、司法面接を行うという取組がかなり全国的に進んできており、捜査機関が動くのが早くなっていると思います。

□ それは、認知件数が増えてきていることもあるのでしょうか。

○ はい。早期に児童相談所に連絡が入ったり、お子さん御自身がスクールカウンセラーなどに相談をされて発覚したりするということも増えているように感じます。私個人の感想ですが、助けを求める場所が以前に比べれば増えているのではないかなと思います。

○ 今、司法面接のお話がありましたが、発達障害等の問題を抱えているとか、国籍が違うとか、他言語を話すといったお子さんも、栃木県には多くいらっしゃると思いますが、司法面接が困難な事案とはどのようなものがあるのでしょうか。また、司法面接に関して、日々、知見がアップデートされていると思いますが、家庭裁判所調査官の方々は、どのように対応されているのかをお聞きしたいです。

◇ 司法面接とは、記憶等が変動しやすい子どもに、なるべく影響を与えない形で事実を聞き取るための技法と御理解いただければよいかと思います。家庭裁判所調査官が子どもに会うことは多いのですが、事実をそのまま変質しないように聞き取るということだけを目的に調査をするわけではないので、必ずしも面接の全てが司法面接のプロトコルに則っているというわけではありません。ただ、面接技法としては非常に重要なものですし、家庭裁判所

調査官の場合、各種の研修等で、そういった技法について学んだりすることは継続的になされております。

□ 一般的に司法面接と言われているものには、家庭裁判所調査官が行っている面接も含まれているのですか。

◇ 司法面接には、かなり厳密なプロトコルがございまして、家庭裁判所調査官はそれをそのままなぞるような形で面接を行っているわけではありません。ただ、司法面接がどのようなものか、どのような理由でそのようなプロトコルが取られているか、といったようなことについての研さんは重ねております。

○ 司法面接とは、お子さんなど、誘導性の高い方からお話を聞くときに、こちらから聴取をすることでその記憶をゆがめないように配慮して、誘導性を極力排除した聞き方をしたり、それが子どもの負担にならないように、時間の低減ですとか、繰り返しにならないように、できるだけ1回で録画をして記録を残すというような、いろいろな決まり事に則って行うものと考えていただければよいかと思えます。

□ 司法面接を行っているのは、警察と検察庁、児童相談所、その他にもありますか。

○ 誘導性の高い方に対して、いかに誘導せずに、心理的な負担もなるべく少なくして、できるだけ多くの情報をお話ししていただくという手法として司法面接があり、それは児童相談所や捜査機関に限らず使える方法だと思っております。

捜査機関としては、供述の信用性に関わる場所も大事だということで、実際には、児童相談所の方が聞くのか、警察官が聞くのか、検察官が聞くのか、本人の負担にならない一番効果的な者が聞くよう、ケース・バイ・ケースで決めております。

○ 背景が複雑なもの、例えばお子さんが発達障害を抱えているとか、他言語

など文化的な背景が違うケースは、どのくらいあるのか、あるとすれば、どのような配慮がされているのかをお聞きしたいと思います。

◎ 全く日本語が分からない方というケースは、あまりありません。特にお子さんは日本語が分かる方が多いですし、保護者の方で日本語が分からない場合も、英語で話せばどうにか通じることが多いです。また、市の通訳の方と一緒に対応したことはありましたが、本当に言葉が通じなくて困ってしまったということは、私の記憶の中では今のところないです。

□ 外国人の方への配慮という点で、裁判所では何かありますか。

◇ 私の個人的な経験では、当事者が外国籍といったケースに当庁で接したことはありません。

○ 私の経験でも、外国籍の方ですとか、障害があって、特別な配慮が必要だったという経験はありません。

司法面接は、方法が細かく決まっていますので、相手によって細かく対応を変えるということはないのではないかと思います。ただ、文化の違いについては、事前に何か問題になりそうなものがあれば把握はできるかと思えますので、保護者なり、その文化圏の方からアドバイスをいただいて、事前に頭に入れておく程度のことではできるのかなとは思っています。

○ 大変参考になるお話をありがとうございました。宇都宮市の取組は、もちろんお子さんのためでもあります。親の辛さ、何に戸惑っているのかとか、どんなことが分からなくてこうなってしまうのかっていうところまで深く接してくださっており、本当にすごい取組だと思いました。

宇都宮市がほかの市町や県と比べて、児童相談所との連携がうまくいっている理由は、何かあるのでしょうか。個人情報大切に守りながらも、情報を共有しないといざというとき動けないと思いますが、何か工夫があったら教えてください。

◎ 栃木県内で言いますと、中央児童相談所の行政管轄では宇都宮市の占める

割合が非常に大きいものですから、児童相談所が対応している案件も宇都宮市民のものが当然多くなります。そうすると、常日頃から、市と児童相談所が連絡を取り合うことも多くなりますので、そういった日頃の連絡などから、連携とか信頼関係が構築されているという面もあるのではないかと思います。

児童相談所からの事案送致は、他県と比べると本県は進んでいると思われませんが、これは、法改正直後から県が主導で仕組みを作っていたのおかげとっております。

○ 私どものセンターでは、困難を抱える女性からの相談などを受けておりますが、DV被害者の女性が多く、DVと虐待との関係はかなり深いものがあると感じます。保護された女性は、小さい頃に虐待を受けたという方が非常に多く、虐待が連鎖してDVに至っているということもあります。保護される方の中には、お子さんを連れていらっしゃる方がいらっしゃいますが、お子さんにつきましては、児童相談所や市町と連携をして、DV被害者の実情など、お母様の情報を共有しながら、一緒に生活している子どもについても配慮して対応していきたいと思っております。今日は、いろいろな話を伺いまして勉強になりました。

□ 夫婦間の女性に対する暴力が、子どもの虐待につながることもあるということでしょうか。

○ そういったケースもあると思っております。

○ 質問が2点あります。一つは、児童相談所と市の連携がとてもよいとのことでしたが、何か一つ越ええると、また次の課題って出てくるのではないかなと思っております。次の課題は、どんなものだと認識してらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

◎ 今、県と市の間では、それぞれの政策について意見交換の場を持っているところです。具体的な話ではないながら、中核市として宇都宮市に児童相談

所を設置することの必要性について話が出ているという状況です。

○ もう1点は、県や市という行政が政策の中でケアをしていくことになりませんが、家庭裁判所の出した判断をどうケアに繋げているのでしょうか。家庭裁判所の対応をお聞かせください。

◇ 家庭裁判所が行えるのは、施設入所の承認の可否の判断と、保護者に対する指導措置ですが、勧告は、都道府県に対し、例えば児童相談所等でのケースワークを通じて保護者への指導を行うものです。

また、児童福祉法28条第1項の承認を行った場合、2年後にまだ必要があれば更新を求める手続（同条第2項）がありますので、更新の承認を求める申立てがあった際には、それまでの2年間にどのようなことが行われたか、なぜまだ更新が必要な状況が続いているのかを裁判所側が知ることはできません。その手続を除きますと、裁判所の決定が、その後、どのように子どもや保護者の支援に活かされているか、直接に知る立場にはありません。

□ どうしてもこの子どもは親元に置いておけないという判断になると、施設に入れたり里親に預けたりすることになりますが、これは親子を引き離す究極の手段ですから、児童相談所や行政限りではなく、裁判所で判断してくださいと申立てが来ます。その申立てがあった際、可否を判断する前に、まずは保護者にこう指導したらどうかと勧告するという仕組みがありますが、勧告で済むものは、施設入所の承認はしないで終わることもあるということですか。

◇ 勧告をする事件は、そんなに数はないとは思いますが。ただし、施設入所の可否を審理する手続の中で保護者や児童相談所への助言を行っているうちに、保護者が納得されて、施設入所に同意されるということもあります。

裁判所が児童福祉法28条に関する審判を行った後、あるいは審理の経過で保護者に働きかけることは児童相談所の役割になりますので、裁判所は児童相談所に対して、保護者にこういう指導をしてくださいという勧告はしま

すが、裁判所が保護者に直接働き掛ける制度ではありません。審理の中で、保護者を呼んで話を聞いたりしますので、それが結果的に影響を及ぼすということはあるかもしれませんが、制度上は、裁判所が直接、保護者を指導する形にはなっておりません。

- 親権喪失と親権停止について伺いたいと思います。配布された最高裁作成の資料では、誰が申し立てたときに認容されたか、されなかったか、取り下げたのかという統計が載っています。多分、親権の喪失や停止を申し立てるのは、よほど当事者や周りの人が思い詰めた、重たい事案なのではないかと推測されますが、児童相談所長が申し立てたものでも、親権停止は4分の1位が認容されていないですし、親族からの申立ては、件数が少ないなかで取下げや却下がありますが、どのような要因で却下や取下げになるのか、実情を教えてくださいませんか。
- 原因は個々の事案ごとに異なるのだらうと思われませんが、今のところ裏付けもできていないので、申し訳ないですが、分かりかねます。
- ◇ 一つの例ですが、児童福祉法28条第1項の承認を求める事件と併せて申し立てられた事案では、施設入所が認められ、保護者が強く引取りを求めて施設に現れるなどということもなくなり、親権喪失や停止までの必要がなくなったということで、児童相談所側が取り下げられたというケースはあります。
- 親権停止や喪失に関して言えば、例えば、子の親族が申し立てるのは、離婚するとき夫に親権が行ったけれども、やはり問題があり、親権を自分に移したい、でも父母以外には親権を移すことはできないので、まずは親権を喪失させるような意図で申し立てられた場合で、手続の中で、きちんと夫の下で養育されているとなると取り下げられることが多いのではないのでしょうか。

ところで、先ほど、県と宇都宮市との間の話合いで、宇都宮市に児童相談

所を設置する話が出ているとのことでした。県が宇都宮市に、児童相談所を設けてはどうかという話をしていると認識しています。人口四、五十万人に対し児童相談所が1か所では大変なのですが、栃木県は200万人近くの人口に対し、児童相談所が県南、県央、県北の3か所しかないので、中核都市である宇都宮市に児童相談所を作ってはどうかと話をしているけれども、宇都宮市のほうが消極的だという話を聞いています。それはどうしてなのでしょう。

- ◎ 県と市でそういう話が始まったところとは聞いていますが、具体的な議論は聞き及んでおりません。
- 分かりました。それと、もう一つ。児童相談所から頼まれて、弁護士が行って相談に乗ったりしていますが、宇都宮市のほうはどうなのでしょう。例えば、いろいろ法的な判断をしなければならないケースを弁護士に担当してもらおうといったニーズはあるのでしょうか。
- ◎ 市が対応するのは、児童相談所と比べると比較的中度、軽度のものなので、法的判断が必要になるケースは今のところないですし、もしあった場合は、児童相談所に御相談できるので、今現在、そこまでの必要性はないかなと考えております。ただ、弁護士会が連携してくださるのは大変ありがたいことですので、今後も、よろしく願いいたします。
- 虐待があったら親子の関係は悪くなると思いますが、宇都宮市では、親子関係が改善できるようなケアは、どのようにしているのですか。
- ◎ 市が対応している多くは、保護者が子育ての困り感を感じているものが多く、それによって、子どもも親に対してあまりよくない感情を持っていることが多いので、子育ての困り感を解消してあげることで、親も心に余裕を持って子どもに接することができるようになります。心に余裕を持って保護者に接してもらえれば、子どもも今までよりも親をプラスの感覚で受け止めます。

あるケースでは、子どもが親に対して非常に悪い感情を抱いていると学校から連絡があり、私たちが間に入りまして、親からも、子どもからも、お互いをどう思っているのか、別々にお話を聞いて、それをお互いに伝えました。後日、子どもからは、「お母さんが僕の好きなおやつを作ってくれたんだよ。」なんていう話がありましたし、母親からごめんねという言葉も聞かれたとのことでした。そのことに対して、母親に手紙を書いたとも言っておりました。

このように、話を聞いてあげるだけでも、親子関係が改善する事例もあります。子育ての困難さをどう取り除くかが基本であり、それによって親子関係も改善していくと考えます。

□ ありがとうございました。最初に説明がありましたように、裁判所は、本当に限られた、一番厳しいケースだけを扱っており、決定後の対応など、普段把握していない部分もございましたので、非常に参考になりました。

5 次回のテーマ

「新型コロナウイルスへの対応等について」（仮題）とする。

6 次回期日

令和4年2月15日（火）午後2時から午後4時まで

以上